
令和7年 第3回(定例)周防大島町議会 会議録(第2日)

令和7年9月17日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和7年9月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(1名)

11番 久保 雅己君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	山中 茂雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君

総務部長	……………	木谷 学君	産業建設環境部長	…………	松村 浩君
下水道部長	……………	藤本 倫夫君	統括総合支所長	…………	辻田 建一君
会計管理者	……………	宮崎由紀子君	教育次長	……………	中原 藤雄君
病院事業局総務部長	…	木村 稔典君	総務課長	……………	梅木 義弘君
財務課長	……………	今尾 勝則君	税務課長	……………	山根 一夫君
農業委員会事務局長	…	大久保弘史君			

午前 9 時 30 分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 3 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

久保議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 7 名ですが、久保議員から欠席の通告を受けておりますので、6 名で行います。通告順に質問を許します。7 番、白鳥法子議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） 皆様、おはようございます。議席番号 7 番の白鳥法子でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、私は質問事項として 3 つ提出をさせていただいております。1 つ目は、観光ビジョン（仮）と観光案内所（仮）の整合性を問う。2 つ目は、“宣言”後の具体的な取り組みは。3 つ目は、外国人転入者・土地購入への町の向き合い方の 3 点です。

まずは、観光ビジョン（仮）と観光案内所（仮）の整合性を問うという質問をさせていただきます。ここでは、3 点お伺いします。

まず議論の核として再度確認したいのは、観光をこれからの観光産業として育てる本気度がどれほどあるのかということです。まず、観光ビジョンについてです。令和 7 年第 1 回定例会、目指す観光の方向はという一般質問を行い、観光振興ビジョンの策定を提案させていただきました。執行部からは、令和 5 年度から令和 7 年度に観光客満足度調査を重点的にを行い、令和 8 年度にビジョン等を策定することを目指す。令和 7 年度に予定している総合計画の後期基本計画とあわせて、構想を検討するとの答弁をいただいております。そこで伺います。まず、その方向性に変わりはないのでしょうか。また具体化した部分があるのでしょうか。

次に、観光案内所（仮）についてです。今年度、基本設計が行われる観光案内所（仮）には観光協会の事務局が入り、運営を担うと聞いております。しかし、観光ビジョンの策定に先立ち、観光案内所の設置や立地の選定、設計が進められることには疑問を感じます。本来、観光案内所の必要性や機能、体制は、ビジョンの策定と並行して検討すべきです。そこで伺います。今年度事業である観光案内所新築工事基本設計業務委託の現状と今後のスケジュール、立地の考え方を伺います。

また、観光協会や商工観光課に寄せられる観光の相談件数、来客数は10年前やコロナ前の2019年と比べて、どう変化しているのでしょうか。また、本町への観光客は自家用車の利用がほとんどだとは思いますが、その割合はどの程度だと把握されているのでしょうか。

次に、観光客の動向と観光消費額から見える観光振興の課題についてです。県が毎年行っております宿泊者及び観光客の動向調査によれば、2024年の県全体の観光客数は前年比4.5%増えております。一方、本町は0.7%減少しておりました。その主な要因として、町は海水浴客の減少をあげておられますが、データを見ますと、夏以外の多くの月でも観光客数は減少しています。

さらに観光消費額についてみると、こちらは2023年のデータですが、県の平均は1人あたり2.6万円ですが、町内での調査では約1.1万円と、半分以下にとどまっております。これらのことから、本町の観光振興のあり方を根本から見直す必要があると考えます。令和7年第1回定例会の一般質問で、観光ビジョンに基づき施策を考える必要性を訴えたのもそのためです。

限られた財源の中で、観光案内所（仮）の土地を購入し、新たに建設する必要があるのか、疑問です。既存施設への併設や集約を検討したのか、あるいは今後、まだ検討の余地があるのかを伺います。

次に、2項目めの質問に移ります。“宣言”後の具体的な取り組みはというものです。令和4年10月、町長は海ごみゼロ宣言をされました。町長以下執行部の皆様の課題意識、そして町民一丸となって取り組むべき課題であるという表明に、大変心強く感じております。宣言の中では、海ごみは世界規模の喫緊の課題であり、私たち一人一人が、自分のこととして捉え行動するときであること、正しい理解を深め、身近なことから絶え間ない取り組みを行うことが示されました。

しかし、現状を見ますと、本町の道路や草むらにもごみが散見されます。レジ袋に入れられたごみが、集落のごみステーションの周辺や道路に放置されているという声も聞きます。この町でのポイ捨ても、海ごみ発生源の1つと言えます。何より、生活空間の道端や施設の周辺にごみがあることは、住民にとって不快であり、観光地としての評価も損なわれます。こうした状況を踏まえ、宣言後の取り組みを確認させていただき、さらに踏み込んだ取り組みをお考えか伺い、あ

わせて提案をさせていただきたいと思います。

まずは、これまでの取り組みの確認です。本町では以前から、環境美化活動の支援を行っています。清掃活動するグループが事前申請をすれば、町が保険をかけ、ゴミ袋を無料配付し、回収も行ってくれる制度です。2020年までの実績は以前伺いましたので、それ以降の実績を教えてください。さらに、宣言以降に新たに取組んだことやその成果、今後の課題についても伺います。

次に、今後の取り組みについて伺います。私は、具体的に海ゴミやポイ捨てを減らすためには、まずボランティアによるゴミ拾いの実態把握と、そのPR、ゴミ拾いをする人が自然と増える環境づくり、ゴミが捨てにくく、ポイ捨てせずに済む制度づくりが必要だと考えております。町の具体的な方針を伺います。

次に、啓発看板のリニューアルを提案します。でたゴミはもってかえるし、すてないぞう！というキャッチフレーズの看板は、町内に広く設置されています。長年親しまれたキャッチフレーズで好ましい一方、老朽化が進んでいます。海ゴミゼロ宣言を踏まえ、設置場所や啓発内容を見直し、リニューアルをする予定はありますか。

最後に、3つ目の項目に移ります。外国人転入者や土地購入者に対する町の向き合い方についてです。近年、全国的に外国人による土地取得や地域定住が進んでいます。本町でも、外国人住民が少しずつ増えています。最近是全国ニュースでも、笠佐島の土地購入が取り上げられました。移住者の方には、日本人であれ、外国人であれ、地域になじんで暮らしていただきたいですし、土地を取得された方々も、必ずしも問題を起こす存在ではなく、地域性を大切にしながら活用したいと思っておられる場合もあるでしょう。だからこそ先入観を持たずに、町として直接対峙し、目的や状況を把握することが大切だと考えます。

ただ、国民性や風習が違う外国の方々にとって、地域のルールや習慣に戸惑うこともあると思いますし、こちら側もつい緊張して構えてしまいがちです。そうして、すれ違いや摩擦が起き、ストレスや不満につながることを、私は懸念しています。私は常々、主語を大きくしてしまうと、課題が見えなくなりがちだと考えています。基礎自治体である町は、顔の見える距離感で目的や状況を把握して、国籍や言語に応じた地域ルールの説明や、地域住民との調和に向けたサポートをすることができる一番身近な公共だと考えます。

そこで、外国人転入者へのフォロー体制と、住民登録をしていない土地等不動産を取得した外国人への接触・把握体制について確認させてください。

まずは、外国人転入者へのフォロー体制について、3点伺います。外国籍の方が住民登録をした際、その後のフォロー体制はどのように整えているかお伺いします。母国語対応が可能な住民や団体、相談窓口の情報を把握し、案内していますでしょうか。地域生活には欠かせないゴミ出

し、防災、自治会活動などの情報やルールを説明する体制はありますか。

次に、土地等不動産を取得した外国人の方への対応について、こちらも3点伺います。住民登録をせず、外国人が土地等不動産を取得した場合、その実態を町はどのように把握することができているのでしょうか。そういった方に対して先入観を持たず、町が直接相対して事実を確認する姿勢で目的を確認したり、地域ルールを説明する仕組みづくりを考えるべきと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。今後、町内のほかのエリアでも、外国人の不動産の取得が増えてくることを想定し、町として対応方針がありますか。

最後に、現場で外国人転入者や土地等不動産購入者と相対し、状況を把握したうえで必要な対応することが本町の住み心地の良さを守り、過剰な排外主義の防止にもつながり、基礎自治体としての責務を果たすことができるのではないかと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。また、情報が入り乱れて不安を抱える町民に対し、町として何をどのように説明することができるのか、また責務として考えられるのか、見解を伺います。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員から、大枠で3点の御質問をいただきました。私からは、1点目の観光ビジョン（仮）と観光案内所（仮）の整合性についてと、3点目の外国人転入者・土地購入への町の向き合い方についての御質問にお答えいたします。

まずは、1点目の観光ビジョン（仮）と観光案内所（仮）の整合性についての御質問からお答えいたします。観光ビジョン等策定の方向性について、並びに具体的にになった部分についてでございます。

今年度に策定が予定されている第2次周防大島町総合計画後期基本計画達成のため、観光ビジョン、仮称としておりますが、こちらの策定を行ってまいります。それに向けては、令和5年度から令和7年度に町が行う観光客満足度調査から得られたデータや、県が行っている同調査のデータ等を基に、令和8年度からビジョンの策定を行います。また、本年度は具体的には総合計画策定に力を入れていきたいと考えております。また、関係団体等へ策定にかかる参加の御協力のお願いをしている状況でございます。

次に、観光案内所新築工事基本設計業務委託についての現状及び今後のスケジュール、立地の考え方についてでございます。

従来より、周防大島町総合計画において、観光施設等の情報発信や案内の不足が課題としてあがっており、そのため主な施策として観光交流拠点の充実、主な事業として情報提供拠点整備事業を掲げてきております。その課題解消のため、情報発信拠点として観光案内所の設置が急がれており検討を進めてまいりました。

観光ビジョンにつきましては、本町を来訪する観光客数をどのようにしたら増やすことができるのか。また、訪れた観光客を1か所の観光だけで終わらせず、いかに周遊させるかなどの主にソフト事業を中心として考えるものと認識しております。また、観光案内所設置・立地選定等については、総合計画に基づいて行なうものと考えております。

観光案内所新築工事基本設計業務委託でございますが、建設地の決定及び取得後、基本設計業務へと考えておりましたが、現状からすると遅れる可能性もあると考えております。スケジュールとしては、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度に建築を想定しておりましたが、1年ずつ遅れることも考えられます。また、立地の考え方ですが、本町の玄関口である大島大橋から近く、車の通行の面から下り線の国道沿いで、ある程度の面積を有する場所であることなどを考慮し、候補地の選定を進めてまいりました。

次に、現在の観光協会及び商工観光課への観光相談の内容、来客数はどのように変化しているかについてお答えをいたします。

まず、観光協会では、メールでの問い合わせが年間約1,000件、これはメディア関係からのものが多いとのことでした。そして、電話での問い合わせが年間約3,000件、観光地等に関するものが主なものでございますが、それ以外のものも含まれております。そして窓口への来客は、1日平均3人から5人程度、これは渡船やバス関係も含むものであります。また、10年前に比べると、スマートフォン等の普及により減少傾向にあるとのことでした。

次に、商工観光課への問い合わせ等については、全ての件数は記録しておりませんが、電話やメールでの問い合わせからパンフレットを送付した件数の記録がございますので、それによりましますと、コロナ前の令和元年度で90件、令和5年度で64件、令和6年度で35件と減少しております。しかしながら、観光協会においても同様ですが、四季ごとの観光シーズンには桜などの開花状況や、海水浴場に関しては駐車場の状況等についての問い合わせ、またアサギマダラの飛来状況、みかん狩り園等の詳しい情報等に関する問い合わせが多く、直近の状況やSNSだけでは伝わりにくい詳しい内容を求められる場合も多く、情報提供等の対応をしている状況でございます。

また比較的高齢の方は、紙のパンフレット等を希望される場合が多い状況でございます。観光に関する電話での問い合わせ件数は、主に観光シーズンでひと月に10件から20件程度と思われます。また、観光の問い合わせで、直接商工観光課に来られる方は少ない状況ですが、各総合支所の窓口への来客が見受けられるところでございます。

続いて、本町への観光客はほとんどが自家用車と思うが、割合は把握しているのかということについてお答えをさせていただきます。

本町への観光客の自家用車の利用については、令和5年度、令和6年度に実施した町の観光客

満足度調査によりますと、観光地へ移動する際の利用交通機関は、自家用車等が令和5年度では93.6%、令和6年度では94.6%となっております。

最後に、既存施設への併設の検討を行ったのか、今後、行う可能性はあるかについてお答えいたします。

本町の観光客数につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響によるまでは、貨物船衝突事故の影響があった年を除き、順調に観光客数は増加しておりました。しかし、昨年の猛暑の影響などにより、海水浴客やキャンプ場利用客が減少したことなどから、全体では減少しております。

これからの観光振興のあり方についても、観光ビジョン策定の中で、検討を進めていけたらと考えております。観光案内所の候補地選定につきましては、先ほど御説明させていただきましたような形で選定を進めてまいりましたが、併設が可能な既存施設がなかったということでございます。

続きまして、白鳥議員からの3点目、外国人転入者・土地購入への町の向き合い方についての御質問にお答えいたします。

まず、外国人転入者への生活フォロー体制についてであります。

まず、母語対応が可能な住民や団体、相談窓口の情報といたしましては、山口県が開設しておりますやまぐち外国人総合相談センターのリーフレットを転入手続きの際に配付し、案内しております。このやまぐち外国人総合相談センターは、生活の中で困ったことや分からないことについて、20以上の言語と優しい日本語で相談でき、外国人住民だけではなく、関係する日本人からの相談も受け付けております。

次に、地域生活に不可欠な情報やルールの説明体制につきまして、防災情報に関しましては、住民登録の多いベトナム・フィリピン・米国の方に対応した、ベトナム語・タガログ語・英語による防災パンフレットを外国人住民登録者の多い地区の総合支所と出張所に配置し、転入手続きの際に配付をしております。また、母子健康手帳の交付、国民健康保険や国民年金への加入につきましても、多言語に対応したパンフレット等を提供しております。

なお、ごみ出しのルールや自治会活動に関する情報については、母国語での対応は現在のところできておらず、全庁的には統一した多言語化となっていないのが現状であります。

今後は、タブレット端末の翻訳アプリの活用、そしてまた、書かない窓口、こちらスマート窓口とも申しますが、こちらの導入を検討し、外国人の方に対する行政サービスの向上に努めてまいります。

次に、外国人の土地購入者への対応についてです。まず、土地購入者情報の把握方法についてでございますが、土地所有に関する登記業務は国の業務であるため、法務局で土地所有者の移転

登記が行われ、登記完了後にその土地が所在する地方自治体の固定資産税の担当部署に登記情報として提供され、把握できているというのが今の現状でございます。

なお、登記情報には、所有者の国籍や土地の利用目的は記載されておりませんし、現在の国の法令では、外国人の土地所有に関する制限は限定的なものとなっており、地方自治体が独自に制限を設けることも適切ではないと考えております。

外国人の土地所有に制限を設けることについては、国において検討が行われ、法令等で規定されるべきことであると認識しており、町において対応方針等をお示しすることは、恐縮ながら差し控えさせていただきます。

最後に、町長の責務ということで、見解を問われるということでございます。外国人転入者の方々への対応につきましては、国籍に関係なく、本町で安心・安全な生活を送ることができるよう、情報提供体制や相談体制を整備していくこと、こちらは必要であり、大切であると認識しております。

外国人の土地購入に関しましては、先ほども申し上げましたが、国において検討が行われ、法令等で規定されるべきことと考えております。適切な機会を捉え、例えば町村会などを通じて、県や国へ積極的に要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 白鳥議員からの2点目、“宣言”後の具体的取り組みはとの御質問にお答えいたします。

白鳥議員の御指摘のとおり、海ごみの大半は、街で捨てられたごみが水路や川に流れ出し、海へとたどり着いたものと思います。四方を海で囲まれております周防大島町では、多角的な取り組みを通じて、美しい海を次世代へ引き継ぐことを目指しています。海ごみゼロ宣言を表明する以前より、自治会やボランティア団体による環境美化活動が実施されておりますこと、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

令和4年度の海ごみゼロ宣言以降、新たに取組んだものとしたしましては、令和5年8月に、海ごみゼロ大作戦 in 周防大島と銘打ったイベントを開催し、鹿児島大学特任教授、藤枝繁先生を講師に迎え、「みんなの問題、海のごみ」と題しての講演会と、白鳥ヶ浜海岸の清掃及び清掃により探し出したマイクロプラスチックを使った工作を行いました。

令和5年度におきましては、ほかにも海ごみについて関心を持ち、他人事ではなく自分事として捉えてもらい、美しい海を守ること、次世代に残すことをテーマに、地域の小学生による海ごみゼロ推進コンクールを実施し、優秀作品を啓発ポスターにいたしまして、町内95か所に掲示いたしました。

また、環境美化への意識啓発を促すため、環境美化活動中ののぼりを作成し、希望されるボラ

ンティア団体への貸し出しを行っております。

本年度におきましては、7月にホンダビーチクリーン活動の誘致を行い、山口県ホンダ会主催で逗子ヶ浜海岸において開催され、清掃活動により砂浜がきれいになる様子や、周防大島の海の美しさを全国に紹介することができました。今後、海ごみは世界規模の喫緊の課題であることを私たち一人一人が自分のこととして捉え、行動することが継続できるかが課題になってくると考えております。町としてできることを模索してまいりたいと考えております。

次に、環境美化活動についての情報発信につきましては、周防大島町の環境を守るため、環境美化活動には多くの人々が関わっておられることから、状況の整理を行いながら慎重に行う必要があるため、今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。

また、ごみが捨てにくい、ポイ捨てせずに済む制度づくりが必要との御提案がありましたが、観光客への有料ごみ袋の販売を含めた観光客へのごみ有料化対策につきましては、既に実施している他自治体や観光地の状況について情報収集し、今後、必要性を含めて検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現状においてごみが捨てにくい環境づくりは、私たち一人一人がごみの分別の意識をより深め、ごみ出しのルールを守り、適正なごみの処理を心がけていただくことであると考えております。

次に、合併前に設置された啓発看板につきましては、平成8年、大島大橋無料化に伴い、現在のサザンセト周防大島町をきれいにする条例の前身の条例が旧4町で制定され、周防大島町出身のデザイナー、細田琢司氏考案の看板でたゴミはもってかえるし、すてないぞう！が町内の国道沿いや県道等、幹線道路沿いの電柱に数多く設置されて、今年で29年が経過しているところです。

御指摘のとおり、看板については老朽化していることから、設置場所や啓発内容について、老朽化看板の撤去や更新等、総合的な見直しが必要となると考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは1つずつについて、再質問をさせていただこうと思います。

まず、観光ビジョン（仮）と観光案内所（仮）の整合性を問うという質問について再質問でございます。観光ビジョンについては、以前答弁いただいたとおり、令和8年度から行うということで安心いたしました。また、これにつきましては関係団体にも策定への参加を、総合計画でもですけれども、関係団体に策定への参加をお願いしているところだと伺いまして、町内の関係団体の皆様で考えていただけるということで安心しております。

次の、観光案内所（仮）の立地場所の選定等についての御回答について再質問をさせていただきます。この中で、情報発信や案内の不足が課題としてあがっているため、拠点を充実させるこ

とが重要で、その拠点の整備事業に着手をしたという御説明と、これから作る観光ビジョンは観光客数をどうやったら増やすことができるか、周遊させられるかという、ソフト事業を考えるものであると認識されているということでございました。観光ビジョンの中で考えるというソフト事業は、ハード事業とセットで考えるべきではないでしょうか。ハードだけが先に走り、それに合わせたことしか考えられないソフト事業であれば、なかなか制約が強くなるのではないかと思います。

また、これからの時代は観光客数を増やすこと、それだけが目的ではなく、やはりここでどのくらいお金を多く落としていただけるかという視点や、観光客と交流することで地域の人達がどうやって元気になっていくかという視点も大変重要になってくるかと思います。ビジョンのあり方について、既存の観光施設のリニューアル等も含めて検討していく必要があると思いますが、やはりソフト事業だけを念頭にビジョンを策定されていくおつもりなのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 観光ビジョンは、ソフトだけを目的に作るのかというような質問だと思うのですが、一応、観光ビジョンの目的というのが、観光振興の方向性を明確にし、中短期的な目標を掲げまして、町と観光関係団体との共有の理念のもとに既存の観光資源を生かして、計画的かつ継続的に事業を展開するためのものと私たちは認識しております。ただ、私どものほうでは、観光ビジョンを策定するにあたりまして、今までのようなやり方ではない方法も考えていこうと思っております。

今までの計画というのは、ほとんど町である程度作ったうえで、策定したものを町民の皆様に御意見をいただくという形のものが多かったと思います。ですが、今回は少し変わって、広く町民の皆様から先に御意見等をいただき、また年齢層も幅広くしようと思い、生徒・児童の方々からも御意見をいただいて、それを反映した形で観光ビジョンを作り上げていきたいと考えております。その中にハード事業も含まれてくる可能性はあると思っておりますので、その辺を基にして両方、両立でいく場合もあると考えられます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。やはりゼロから考えるのであれば、既存の観光資源を生かすというのはハードだけではなく、自然環境であるとか人であるとか、そういうものを丸く含めた既存の観光資源と考えます。それを生かすためのどんな施設のあり方がいいのかということも含めて、検討すべきだと思いますので、ぜひビジョン策定の目的から、もう1度しっかり考え直していただけたらと思っております。また町民に広く意見を聞くのであれば、その前に現状のデータや状況もしっかりと町民に示したうえで、そこからどうすべきかを

考えてもらえるよう、素地を整えるべきかと考えております。

次に、町長の御答弁の中で、自家用車の利用の方がある意味ほとんどである。やはり肌感覚と合ったデータをお示しく下さいました。また立地としては橋の近く、入り口に近いところで考え、既存施設は考えたけれど併設するのが難しかったという御回答でしたが、私としてはそうは考えておりませんし、どういう検討を踏まえて既存施設への併設が断念されたかという経緯が全く見えてきませんので、ぜひ今後、説明の機会を設けてお聞かせいただけたらと思っております。

また、少し違った視点からですけれども、本町には公共施設等総合管理計画というものがございいます。こちらは平成29年度に策定され、令和3年度に改正されております。この第1期は令和12年までとされていますが、その中でふるさと館は、修繕対応するとされておりました。計画が変更されていないのであれば、観光案内所（仮）の利用開始は令和13年度以降ということの理解でよろしいのでしょうか。

また、この計画では公共施設の再編にあたり、統廃合、集約化、複合化を進めること、サービスが公共施設でなければ提供不可能なのか、民間に代替できないのかを検討すること、そして適正配置にあたっては、議会や町民への情報提供を随時行い、共有を図ることが示されています。

もし令和12年度までの計画期間に新設することが必要なのであれば、まずこちらの計画も見直すべきと考えます。公共施設等総合管理計画との整合性については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 白鳥議員からの公共施設等総合管理計画、これとの整合性についての御質問ですが、ふるさと館自体は修繕等を行って、今後の利用状況等を考えながらどうするかを決めていくわけでありまして、ふるさと館を壊すという意味ではないので、そこに観光協会がいる、いないというのは、公共施設等総合管理計画の中でうたっていないと思いますので、その辺は整合性は取れているのではないかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。それでは、そもそも観光案内所（仮）の新設については、ふるさと館の老朽化が原因ではないということが、今の答弁の中から読み取れたところではございます。

そもそも論としまして、公共施設を建てる際には、本来基本構想、基本計画があり、その後に

基本設計と進むのではないかと考えております。企画段階で議会や住民、利用者に説明し、意見を集めたうえで進まれるべきではないでしょうか。初めの答弁の中で、少し時間をかけて進めることも考えるということでしたので、ぜひどうか一旦立ち止まり、観光振興ビジョンの中で議論し直すよう提案をいたします。

次に、“宣言”後の具体的取り組みはという質問に対する答弁について再質問をさせていただきます。

まずは、こちらから御提案も考えていた有料ゴミ袋を観光客に販売し、回収する仕組みについて、今後、調査、検討を進めようと思うというお話をいただきまして、大変心強く感じているところでございます。

現在設置されているでたゴミはもってかえるし、すてないぞう！の普及啓発看板についても、今後、必要性に応じてリニューアルを検討するということでもございました。

捨てにくい環境、そういったものをつくっていく中で、持続可能な社会の実現に早期から取り組んできたハワイでは、レスポンシブルツーリズム、リジェネラティブツーリズムというものが推進されています。これらは責任ある観光を意味し、観光客が地域や環境へと与える負荷を認識し自立した行動を取ることで、よりよい観光地を形成しようとする考え方であったり、再生観光という意味で、観光客が地域の自然や文化を保護、回復させる活動に参加しようというものです。

これらは、観光客が来れば来るほど地域が磨かれるという考え方です。ぜひ瀬戸内のハワイを自称するのであれば、こういったハワイの観光振興に関する考え方も取り入れた環境美化活動の推進にチャレンジしていただけたらと思っております。

最後に外国人転入者や土地購入に対する町の向き合い方について、丁寧な御答弁をいただきました。

まずは、住民となっている外国人の方に対して、県の総合窓口へのリーフレットを配付しているということでもございましたが、町内の住民によるこちらの利用状況は把握されているでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃいました外国人転入者等へのやまぐち外国人総合相談センターのリーフレットの配付状況ということでもございますが、その後の状況ということにつきましては、今のところは把握をしていない。質問の回答になっておりませんが、その後の把握——状況については把握をしていないところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） それでは、次に、防災情報については、本町で多い外国人の国籍

等に応じたパンフレットを総合支所と出張所に配置して、転入手続のときに配付しているとのことでした。こちらの作成されたパンフレットについて、総合支所でどのくらい消費されているのか、データを持っておられたら教えてください。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 白鳥議員の質問に再びお答えいたします。

そういった情報につきましては、各課からのパンフレットをそろそろ配付して、総合支所なり出張所へ置いてあるところがございますが、先ほどと一緒のことではございますが、なかなかそういった外国人等の転入というの、例も少のうございまして、その後の配付の状況というのは把握をしていないというのが現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

一応の形は整えているけれども、それがどの程度対象者に届いているかは、把握できていないということなのかと感じております。

ハワイ移民の歴史を持つ本町ですから、本町に来る外国人についても、大切な第2のふるさととして愛してもらえるような丁寧な対応が必要なのではないかと考えております。

先ほど辻田統括総合支所長は、転入される外国人が少ないとおっしゃっておられました。少ないからこそ、丁寧に対応することが、今のところ可能ではないかとも捉えられます。既に本町に住んでいる外国人の方々や、外国語ができ、外国の事情をよく知っている住民の方々の御協力を得るなどして、新たに入ってくる方が、安心して地域に溶け込めるようなサポート体制を構築することが重要かと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま白鳥議員からございました体制を整える必要があるというところではございますが、御提案のとおり、長期にわたり町内に在住されている外国人の方で日本語もできるような方に、そういった相談員とまで言えるかどうかは分かりませんが、新たに転入されてきた外国人の方々のフォローをしていただくというような体制、これは、非常に有効な手段だと今感じているところではございますが、すぐにできるかどうかは分かりませんので、先進事例等もございましたら、そういったところも研究しながら導入に向けていけたらと、今感じているところではございます。その辺につきましては検討というところで、回答にさせていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 前向きな御回答ありがとうございます。

全国的に外国人の住民が増えてくる中で、本町も増えているとはいえ、まだ少しずつの状況で

ございます。だからこそ、今からできる対応を打つことで、地域住民の方としっかりと交流を持ちながら、住み心地のよい町に一緒にしていただける可能性が十分にあると考えますので、ぜひ体制の構築について、私もいろいろ調査、研究してまいりますので、一緒に考えていけたらと思います。

また、住民票を持たない土地を持っているような外国人の方々に対する対応でございますけれども、規制というものについては、国の法制度を待つしかないというところでございます。また、こちらについては、機会を捉えて、町としても要望していかれるということでございます。

ただ、実態として既にそういった方が増えてくると想定した場合に、これはある意味外国人にとどまらず、2地域居住であるとか、別荘を持たれている日本人の方にも共通して言えることかもしれないなと思うのですけれども、やはり住民票がないから、町としてはどういった方がどう使われているのか全く分からないという状況は、やはり防災の面からでもですし、トラブルを避けるという面からしても、少し情報不足、そういったところが否めないのではないかと思います。

ある意味、住民の方々、自治会など、そういったところの方々と課題意識を共有しながら、なるべく交流を持つところから、地域のルールを知っていただく、協力していただくというような関係づくりを目指すということが、今後、国も進めております2地域居住の方を増やすであるとか、そもそも大島には2地域居住的な方が既にたくさんいらっしゃいますけれども、そういった方々の力も借りながら、共に周防大島町をつくっていくという視点で重要なことかと思えます。

住民票がない外国人、日本人にかかわらずですが、そういった方々とのコミュニケーションを取っていくことについて、町として今のところの考えがあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 外国人の土地購入者で住民票のない方、要はとりあえず買っただけというような方に関しての御質問でございました。

当然、その方々にも固定資産税というものはかかりますので、町からのアクションとしては、その固定資産税の通知を送るところが、現状やっているアクションになります。そのアクションを上手に活用すれば、今、白鳥議員がおっしゃられたような、町としてのやってほしいことをお願いすることはできると思っておりますので、固定資産税の納税通知書などを活用して、まずは通知の機会を活用する、その辺から取り組んでいけるとは思っておりますが、現状ではまだできておりませんので、その辺も先ほどの回答とかぶりますけれども、研究しながらやっていけたらと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

現在、固定資産税の通知文、こちらに、空家対策の案件の文書も入っていることを承知しております。こういった形で、やはり土地や物件を持たれている方々に、ただ持っているだけではなく、前向きな形で本町と関わっていただく、そういった、こちら側の気持ちの発信というものは大変重要になってくると思いますので、ぜひ具体的に検討を進めていただけたらと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問は終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番、岡崎裕一議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） 議席番号5番、岡崎裕一でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、第二大島大橋について、御質問させていただきます。

令和7年第2回定例会にて、同僚の山根議員また、久保議員が大島大橋の件で一般質問をされ、その中で第二大島大橋のことに触れられました。町長の回答として、大島大橋は県の持ち物であり、県との協議のうえで進めていくとのことでした。

私は、第二大島大橋建設を望むという周防大島町としての強い意思、強い要望を積極的に示していく必要があると感じています。それは、町長、執行部、議会、町民の皆さん問わずです。周防大島町のことを真剣に考えられるのは周防大島町民だけだと思っております。我々が本気で声をあげないと、日常生活にあまり影響のない町民以外の方では、そこまで真剣になれるとはどうしても思えないのです。

国や県が何もしてくれないということを言っているのではなく、島に住んでいる我々が積極的に声をあげなければ、周防大島町以外から、どうですかなんてことを言っただけのことは、この御時世とても考えられません。

我々は、大島大橋外国船衝突事故のときに、あれほど大変な目に遭いました。あのとき、橋は我々の生活そのものであると思い知らされました。想像するのも恐ろしいのですが、老朽化により橋が通行不能になると考えてみてください。それは、我々の世代ではないかもしれませんが、し

かし、いずれ必ずそのときが来ます。そうなってしまったときに、先人達は一体何をやっていたのかと言われないう、今から真剣に取り組むべきではないでしょうか。

もう1度言います。第二大島大橋架橋実現への道筋づくり、働きかけと調査などは誰もやってくれません。今現在、この問題に真剣に取り組むことができるのは、町長、町執行部、町議会議員の我々しかいません。

今、私は町議会議員、議会広報特別委員会の委員長をさせていただいております。その中で、各小学校へお伺いし、子ども達に町に対する要望を聞くと、結構な確率で第二大島大橋を架けてほしいという意見が見られます。彼らの世代にはこの問題が必ず重くのしかかるでしょうから、彼らもこのままではよくないと感じているのかもしれない。

議会広報のバックナンバーを見ますと、私が議員になる前の2019年の議会広報に、先輩議員の一般質問が載っており、第二大島大橋を考える時期に来ているのではないかと質問に対して、補強対策については県に要望していく、第二大島大橋の建設については、架け替えも含め、今後議論が必要と思われ、長期にわたる取り組みが必要であるとの答弁でした。

また、ほかの先輩議員の船舶衝突のリスクの少ない釣り橋状の第二大島大橋の建設をとの質問に、膨大な経費と時間が必要であると思われ、国や県への働きかけなど、相当の準備期間が必要であると考えたとの答弁でした。

町としても、簡単にはできないという認識であることがうかがえ、随分前から第二大島大橋の必要性を強く感じておられたことが分かります。

町の広報でも、2024年の4月号で町長御自身が第二大島大橋のことに触れておられ、様々な意見をいただき、いま一度整理し、町としての考えをまとめたいとあります。整理してまとめておられることを信じ、質問いたします。

議論は、どの程度尽くされておられるのかお聞きします。今現在町として、第二大島大橋の建設について国や県に対して具体的にどのような要望をし、国や県はどのように受け止めていると考えますか。また、地質調査や海流調査など具体的に、第二大島大橋架橋に向けた町独自の調査及び架橋のシミュレーションはしていますか。もう1つ、架橋に向けた委員会や研究会などを立ち上げる意思はありませんか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 岡崎議員からの第二大島大橋架橋の意思はの御質問にお答えをいたします。

大島大橋は、都道府県が管理する指定外国道であり、山口県により維持管理が行われておりますことから、県土木建築部道路整備課では、平成24年3月に策定し、令和5年3月に改定した

山口県橋梁長寿命化計画に基づいて、橋梁を可能な限り長寿命化するための点検・補修に尽力をいただいているところであります。

加えて、令和4年度には、計画期間を100年とした大島大橋個別補修計画も作成され、適切な維持管理について具体的な方針も示されているところです。

また、岡崎議員御指摘のとおり、いずれは老朽化し通行不能になることは、誰もが理解をするところではありますが、この県橋梁長寿命化計画には、架け替えの検討方法についても記載がされておりますことから、今のところ、国や県に対して具体的な要望や独自調査等は、今のところはないところであり、委員会や研究会の立ち上げも、現在のところ計画していないというところでございます。

今後も引き続きでございますが、山口県だけではなく、国土交通省本省や山口河川国道事務所などへ私もまいるとき、機会があるごとに、長期安定的な大島大橋の維持管理についてしっかりと要望してまいります。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） 再質問させていただきます。

正直なところ、まさか全く町として、していないということは想定しておりませんでした。県にさせていただくというのも分かるのですが、この御時世といったら何なんですが、今本当にお金がないという中で、果たして本当に、周防大島町に、それこそ架け替えの計画をしていただけるかどうかということは、私はなかなか、島から意思を出さないと考えていただけないのではないかと考えております。

今後も、島からの意思としての調査なり、研究会などの立ち上げというのは、それでもやっぱり考えていく予定はありませんでしょうか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 現在の大島大橋の架橋にあたっては、たしか昭和38年2月に大島架橋期成同盟会が発足されまして、昭和51年7月に開通したという経緯がございます。そのスタートの大島架橋期成同盟会という組織が発足後、約13年経過後に開通したということがありまして、また、現在、先ほども町長の答弁でもありましたが、県においては、大島大橋の個別補修計画というのをつくってございまして、これについては、令和13年度までに一定の大規模改修をする。その後、令和14年度以降については、予防保全型の維持管理で長寿命化を図るということで、計画期間100年というところで今対応しているところでございますので、当然、先ほども答弁があったように、老朽化して、今後架け替えていく時期というのが来るのではあると思いますが、今現時点では、来年50周年を迎えるという時期で、県の計画では半分のところをちょうど迎えるというところでございますので、ただ、先ほども町長が言いましたように、機会

があるごとにそういったことの要望といいますか、意思といいますかはお伝えしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（５番 岡崎 裕一君） 要望は理解しました。ただ、長寿命化計画１００年ということは、あと５０年です。その５０年の中で、例えば、今年から計画を立てて５０年で橋は架かるのかどうかということです。その５０年後の大島、我々は正直関係ない、関係ないというのであれば、もうこの場にはいないと思うのですが、やはり子ども達のために、そこら辺は具体的に町として示していただきたいです。やはり町としてそういう意思がないと、後回し後回しということはないのでしょうか、なかなかそういうことをやっていただけると、どうしても思えません。

そこで、御提案ですけれど、少しでも予算をつけていただいて、町長を座長にして、学識経験者とか各団体の長、あとは町民有志の皆さんで集まって、今後、大島大橋をどうしていくのか。例えば、そういった長寿命化計画についても、そういったことをしっかりと皆さんに周知できるような、そういう委員会など立ち上げる予定というのは、今後考えておられませんか。その部分だけを聞かせてください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員からの今後の大島大橋のあり方ということであります。

今、先ほど御説明をしたとおり、県でも、橋梁の長寿命化計画ということで計画を立てて取り組んでいただいております。そちらをしっかりと行っているということで、我々は我々でということで、どのような動きをしていくかということは、やはりその折々で検討していないといけないことだろうと思います。

これは、町だけで維持できる橋ではありませんので、そしてまた計画においても、これ町独自でやるということだったら、これは町でということにもなりかねないというか、そういうこともありますので、この例えばこういった検討していくということにおいても、やはり県、そして、国には、こういったことをやりますという情報提供と、やはり情報共有をしながら進めていくことが必要だと思えます。

もちろん岡崎議員おっしゃるとおり、私も周防大島の住民として橋の大切さは十分に分かっております。ですが、やはり順序をしっかりと踏んでやっていくことが大切だと思います。その中で、私も、折あるごとに要望させていただくという活動をしておりますので、また皆さんと一緒にそういったことを検討してまいりたいと、今の段階ではそのように考えております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（５番 岡崎 裕一君） ぜひとも周防大島町民としての意思を何とかお伝えできればと思

っております。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1 番、占部智子議員。

○議員（1 番 占部 智子君） 議席番号 1 番、日本共産党の占部智子です。これまで令和 6 年第 4 回定例会、令和 7 年第 1 回定例会、令和 7 年第 2 回定例会の計 3 回、上関中間貯蔵施設建設計画について質問させていただきましたが、町長の回答は、現在、立地可能性調査が行われている段階であり、町としての対応を申し上げる状況にはないというものでした。

そして、令和 7 年 8 月 29 日、中国電力株式会社が立地は可能との判断を上関町長に伝えました。

周防大島町の将来について考えるとき、原子力発電とその関連施設に関する問題を無視して素通りすることは、もはや許されない状況にあるわけで、これらの問題について、町長がどのような認識をお持ちなのかということは、町民にとって重大な関心事ではないかと思っています。

そこで、今回は、上関中間貯蔵施設についての町長の認識を伺います。

1 番目、中間貯蔵施設建設にあたって考慮すべき危険性への対応について。

①中間貯蔵施設に搬入する使用済み核燃料の危険度について。危険度はあるとお考えでしょうか、ないとお考えでしょうか。

②運搬方法についての危険度の認識について。陸上輸送の場合、運搬ルート周辺のリスク、海上輸送の場合、瀬戸内海海域でのリスクはどのような事態を想定していますか。

③貯蔵中の危険度の認識について。危険度はあるとお考えですか、ないとお考えですか。

ここからは、上関中間貯蔵施設が建設された場合を想定してお尋ねします。

町長は、また現時点で対応を申し上げる状況にはないとお答えになるかもしれませんが、それでも、私としては質問せざるを得ません。

令和 5 年 8 月、近隣自治体や地元住民にすら相談もなく、極めて短い期間に立地可能性調査の受入れを決めてしまった上関町長と中国電力株式会社のことから、事業計画が示されてから質問をしたところで、もはや間に合わないのではないかという危惧の念を抱くのは当然のことです。町民の安心・安全を第一に考えるという観点から言えば、調査するかどうかを決める前にお尋ねすべきことではないかと思ったぐらいの質問内容ですので、ぜひ現段階での明確な見解を述べていただきたいと思います。

④中間貯蔵施設についての非常時における所管について。施設維持における安全所管に関する所管行政庁はどこですか。柳井地区広域消防組合の関わり方はいかなるものが想定されますか。

消防署の業務について、中間貯蔵施設設置に伴う業務負担増は想定されませんか。消防署が関わるとなれば、組織編成の変更は必要ありませんか。必要となれば、消防署の維持管理経費は柳井広域での負担ですが、上関町以外でもその経費について負担することとなるのでしょうか。核のごみは安全になるまで10万年もかかると言われています。70歳を超えても後継者がいないので、原子力発電所の維持管理の仕事を続けざるを得ないという話も聞きました。後継者不足、人材不足は既に始まっています。10年後も見通せないのに、10万年後の100%安全など、誰にも保証できないでしょう。

⑤周防大島町の安心・安全のために意思表示をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、2番目の質問に行きます。国民健康保険料について。

まず最初に、国民健康保険中央会刊行物の国保新聞という新聞で取り上げられていたことについて触れます。2025年、今年の8月10日付ですが、全国知事会と全国市長会は、国に対する提言で、国保の子どもの保険料を軽減する仕組みの拡充を訴えた。均等割の軽減割合を現在の5割から引き上げることや、対象を現行の未就学児から引き上げることなどを求めている。子育て世代の経済的負担を軽減する狙い、少子化対策や現役世代の負担軽減が社会保障政策の大きな課題となっていることもあり、今後の国の対応が注目されると書かれています。全国の知事も市長も、均等割の負担を軽減してほしいと思っているということです。

周防大島町は、応能負担である所得割は前年度に比べマイナス1.2%の13.7%、応益負担である均等割はマイナス200円の4万5,400円、平等割はマイナス1,900円の3万9,800円です。全てにおいて県平均を上回ります。19市町のうち所得割は高いほうから4位、均等割は5位、平等割は1位です。

国民健康保険基金は、令和5年の基金の積立てが1人あたり約15万円で、阿武町、美祢市に次いで3番目に多い金額となっています。

県内他市町の状況でいうと、光市が多子世帯負担軽減対策として、同一世帯内に18歳未満の加入者が3人以上いる世帯での3人目以降の均等割額を全額減額する制度を、市独自で行っています。

周防大島町の国民健康保険料が所得割、均等割、平等割ともに前年度より引き下げられていることは大変評価しますが、残念ながら、3区分とも山口県の19市町の平均を上回っています。安心して暮らし続けられるまち、移住したいと思えるまちを目指して、さらなる減額を求めますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 占部議員から大枠２点の御質問を頂きました。

１点目の上関中間貯蔵施設建設にあたって、考慮すべき危険性への対応についての御質問にお答えいたします。

まず、搬入する使用済み核燃料の危険度、そして、運搬方法の危険度、そして、貯蔵中の危険度の認識についてのお尋ねでございますが、原子力施設については、原子力規制委員会において安全性の審査が行われていると承知をしており、国において安全性を確保されるべきものであり、町としての見解を示す立場にはありません。

次に、中間貯蔵施設における非常時の所管についてのお尋ねですが、中間貯蔵施設に関しては、現在、事業計画も作成されておらず、施設の詳細が不明であること、また、上関町も立地の是非を判断されていないことから、議員のお尋ねにお答えすることができかねます。

そして、最後に、中国電力株式会社の立地可能との判断を受けての町としての意思表示についてであります。

現在は、立地可能性調査報告書が提出をされた段階であり、事業計画は作成されておらず、施設の詳細は不明であることから、町として中間貯蔵施設に対する見解は申し上げる状況にはございません。

町としては、今後、町民の皆さんの安心・安全を守る立場から、国や事業者へ、施設に対する説明責任を果たすように求めるなど、１市３町で連携して対応してまいります。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 占部議員からの２点目、国民健康保険料についての御質問にお答えいたします。

今回の国民健康保険税の税率改定につきましては、全世帯が引下げの恩恵を受けられるよう昨年度試算し、今年度から実施しております。保険税を引き下げることによって、保険税の減収及び国からの補助金等が減額となることから、今後も、基金積立金残高の状況を見ながら、３年ごとに見直しをしたいと考えております。

また、御指摘のとおり、現在の税率につきましては、山口県内１９市町の平均を上回っております。この理由といたしましては、１人あたりの医療費が県平均よりも高いことによるものです。その背景には、本町において６５歳から７４歳の前期高齢者の被保険者が多く、医療費も大半を占めていることが要因の１つでございます。

そのため、若い世代から特定健診の受診を勧め、生活習慣の改善等健康づくりを推進し、疾病の早期発見、早期対応等予防活動に力を入れ、医療費の抑制につなげたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 原子力規制委員会・原子力規制庁のホームページに中国電力株式

会社の文章が掲載されていたのですが、その中に、事故は起こり得るとの前提に立って安全性向上を不断に追求していくことで、地域の皆様から信頼される発電所を目指してまいりますと書かれています。

原子力発電所は絶対的に安全で大事故は起きないと言われていた福島第一原子力発電所での事故、安全神話は完全に崩れました。そして、たくさんの方々が故郷に住めなくなっています。また、令和7年8月27日付の朝日新聞に、火砕流は、高温の火山灰や火山ガスが一気に流れ下る現象で、設計で対処できない。このため東京電力福島第一原発事故を受けてできた原発の新規制基準では、火砕流が届く可能性があるなら、立地不適として運転を認めないことになっていると書かれています。その範囲に上関も含まれています。

海上輸送の場合ですが、例年1年間の船舶事故発生件数は1,835隻で、そのうち貨物船の船舶事故は185隻で、船舶事故種類別では、衝突が69隻、単独衝突49隻、乗揚29隻の順となっています。火災が3隻です。そして、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、関門海峡はふくそう海域と言われ、1日平均約3,000隻の船舶通行量があり、特に注意が必要な海域となっています。

もし中間貯蔵施設に置かれるキャスクが海に沈んだ場合、15メートルの水中なら8時間以内、200メートルの水中なら1時間以内に引き上げなければ危険ですが、まずそれは困難でしょう。瀬戸内海の水深は平均38メートル、一番深いところは豊後水道の豊予海峡で465メートルです。まさにそこを通過して上関に運ばれてきます。

貯蔵中の危険度も土砂災害、地震、竜巻、津波、火山、火災、航空機落下、テロ、戦争など、何が起きても不思議ではありません。異常を感知しても、一次蓋内部は現地では開けることができません。搬出元のみで可能ですが、そんな危険なものは船で運べないでしょう。非常時に備えて放射能汚染に関する専門のスタッフの配置も必要になるのではないかと思います。

令和7年9月11日の中国新聞に、田布施町長が建設に対する賛成、反対双方の専門家を招いてシンポジウムを開催したい意向を表明しました。シンポジウムや住民アンケートを、町としての対応の参考にする考えを示し、1市3町で協議すると語っています。周防大島町で出されている請願書とほとんど同じ内容です。

今後、1市3町の協議の中で、その提案に賛同していただければ、大きな力を発揮すると思います。1市3町の未来が藤本町長の決断にかかっていると言っても過言ではないと思いますが、周防大島町の安心・安全の未来のために御決断をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 1市3町の協議の中で、その提案に賛成していただければ大きな力を発揮すると思いますので、ぜひ藤本町長に田布施町長の意見に賛同していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員より令和7年9月11日の田布施町長の発言についてということとございましたけれども、そういった報道は私も把握をしておりますけれども、これは先ほど議員がおっしゃったように町議会の請願の内容とまた重なるところがありますので、そちらも町議会の皆さんの御判断もあられると思います。そういったところも町としてはしっかりと精査をしながら進めてまいりたいと思いますし、また1市3町でしっかりと協議を重ねてまいる所存でございますので、そちらでしっかりと議論を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 先ほどの国保の問題について、物価高騰で、ただでさえ生活が苦しい家計に収入もない生まれたばかりの子どもも、2人目、3人目の子どもにも人数分だけ保険料がかかる均等割、言うまでもありませんが子育てには大変お金がかかります。この均等割が減額されたら大変助かります。もし18歳までの均等割を無料にした場合、どのぐらいの原資が必要になりますか。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 正確には軽減措置などもございますので試算してみないと分からないところではございますが、現行制度で未就学児について2分の1軽減という措置がございます。こちらの影響額がおおむね65万円というのがございますので、18歳未満まで免除した場合はということであれば、おおむねその6倍と思っております。とすると400万円程度という数字が上がってくるのではないかと思いますのですが、実際には子どもの人数につきましては減少傾向にございますので、1割程度ぐらいはそれに加算した数字と思っておりますので、現行制度の65万円をそれから差し引いた400万円弱が追加で必要になってくると思っておりますが、おおむね400万円と考えて、大筋で外してないのではないかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 平成31年3月11日に北海道の北斗市議会が国に対して、国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書というものを提出しています。ここには、均等割は人間の頭数に応じて課税する人頭税で、古代につくられた税制であり、人類史上でもっとも原始的で過酷な税とされています。家族に子どもが増えると負担が重くなり、子

どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方自治体の努力を踏みにじるものとなっています。よって、国に対し、子育て支援の観点から国保料（税）の算定に関わる子どもの均等割については、即刻廃止することを強く求めますとあります。約400万円で無料化が実現できるなら、手が届く金額ではないでしょうか。改定の検討をされる時、ぜひ検討していただきたいと思います。

近年移住を考えている人は、情報をいろいろ検索して候補地を選定していると思います。均等割が18歳まで無料ということがもし実現できたら大きな宣伝効果にもなると思います。そして今、大変な中、子育てをしている方々の定住を後押しすることにもつながるのではないのでしょうか。もちろん全国町村会などを通じて、国にも強く要望していただきたいと思います。

以上を要望して、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、山根耕治議員。

○議員（3番 山根 耕治君） お昼も近くなってまいりましたので、テンポよく行きたいと思います。今日は町の職員の方の勤務環境について質問いたします。

近年、年度途中での職員採用が時々ですけれどもありまして、これは中途退職される方の職員の方が予想以上に多いからだろうと考えております。職員の方が中途退職される状況について、町執行部のお考えをお伺いいたします。

また、昨今カスタマーハラスメントと言いまして、お客からのハラスメントが問題になっておりますけれども、職員の方の退職にこれが影響があるのかどうなのか、どのように捉えておられるかお伺いいたします。

それから、職員の方の勤務環境の改善について、町執行部の考えておられることがありましたら教えていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の町職員の労働環境改善についての御質問にお答えいたします。

まず、中途退職の現状と、その退職理由としてカスタマーハラスメントの有無についてでございます。

直近3年間の普通退職者、いわゆる中途退職者でございますが、こちらは令和4年度が10名、令和5年度が6名、令和6年度が12名の計28名となっております。把握しております退職理由としましては、転職や体調不良など様々ですが、具体的にカスタマーハラスメントをあげて退職した職員は確認できていないものの、その背景には様々なストレスがあるのではないかと推察

しております。

次に、中途退職への対策と町職員の勤務環境改善についてでございます。中途退職の原因と推察します職場における様々なストレスは、カスタマーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントや業務過多などによる長時間労働が起因となることが多いと思われます。このため、職員にかかるストレスができるだけ軽減されるような職場環境をつくっていくことが、その対策に繋がると考えています。なお、職員のメンタル対策としましては、病院事業局に協力いただき、カウンセリングと対応相談を定期的を開催しているところです。

また、カスタマーハラスメントに対する対策としましては、例えば、窓口対応のある部署にはボイスレコーダーを設置し、会話を録音することを窓口に明示したり、電話機を録音機能がついたものに切り替えるなどを検討してまいりたいと思います。また、ストレスを感じた職員が、気軽に相談できる職場体制の構築にも努めてまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。退職理由にカスタマーハラスメントがあるのかどうなのかというのはなかなか分からないと、そういう御回答でありまして、まあそうだろうと私も思います。

日本はやはりカスタマーハラスメントが起りやすい、そういうところがあるのではないかというのを普段から考えていることがございまして、これは私どもの日本にはおもてなしという美しい文化と言いますか伝統がございまして、まあ千利休が茶の湯の集大成で、確立したものだろうと思うのですが、これがいろんな場に広がっている。おもてなしという言葉がありますが、これは客と亭主、主人そういうものがありまして、それが亭主なり主人なりがお客をもてなす、こういうのが茶の湯でありまして、その精神というのがいろんな場所において広がっている。

これがヨーロッパとかアメリカとかキリスト教の国だとなんでもかんでも契約ですから何か言われても、いやそれは契約に入っていないからそれは無理ですと言えば、それで相手も納得するのです。けれど日本の場合は、そこがかなり曖昧になって、そしてそのおもてなしをするのが当たり前というそういう文化がやはりありますから、そういう美しい日本の文化であり伝統に乗っかってきているのが、カスタマーハラスメントというものではないかと考察するのであります。

でもそういう卑怯としか言いようのないカスタマーハラスメントでありますけれども、これ昨今、大分問題になっておりまして、もう判例もいろいろ出ております。一番有名なのが平成28年6月に大阪地方裁判所が出された判決でありまして、この内容が大阪市が原告となった判決ですけれども、市に対しておおよそ8か月の間に53回もの情報公開請求を行ったり、執拗に質問文書の送付や架電による不当な要求を繰り返した男性に対して、強要行為等の差し止めと男性への対応を余儀なくされた職員らの給与と超過勤務手当相当額として190万円を請求したそ

ういう事案です。

この請求に対して裁判所が出した判決は、男性の行為について頻度や様態に照らすと正当な権利行使として認められる限度を超えるものであって、大阪市の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつその業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与え、その業務に及ぼす支障の程度が著しいもので、今後もこのような行為が繰り返される蓋然性が高いと判断し、男性に対して、職員に対する電話での対応や面談を要求して質問に対する回答を強要することと、大声を出して罵声を浴びせることなどを禁止したほか、80万円の損害賠償の支払いを命じたというものであります。

本町におきましても、先日委員会で資料を見せていただきまして、部署によっては令和6年度だけで34件の情報公開を請求された部署がございます。これはもう、10日に1回情報公開請求が出されているということでありまして、近隣の市町では例を見ない頻度であります。聞いたところによると周南市が大体これぐらいというお話を聞いております。ただ周南市と周防大島町を比べたときに、人口であったり、役場の規模であったり、組織の規模であったり、そういうものが全然違います。

私、思いますけれども、情報公開制度というのは大変必要であり重要な制度だと私は考えております。やはり住民にとって知る権利、これは大変大切なものでありまして、それを保証する情報公開制度というのは、大変重要な制度だと考えております。しかしながら何事にも程度というものがあるのでありまして、そうやって10日に1回情報公開制度が請求されて、それも何人ぐらいの人によって行われているのかと聞くと、1人か2人ということで、かなり特定された方によって、10日に1回、ほとんど毎週のように情報公開請求が出される。これはもう、先ほどの大阪市の事例と比較しましても、かなり異様な件数ではないかと思われまます。

それでカスタマーハラスメントというのはなかなか表に出にくいものだと思います。先ほど言ったように、日本人はおもてなしというそういう心がありますから、何か問題が起きたら、それは自分が悪かったのではないかと、そういう問題を表に出すことのほうが恥ずかしいと、そう考える方も随分いらっしゃると思います。そういうことからなかなか表に出にくい、そういう問題だと考えております。

しかしながらやはり、いろいろ退職までは至らないとしても、心身に不調を来すようなそういう事例があると思います。そういう場合には、周防大島町も毅然として法的措置も考えるべきだと、まあこれ意見ですけれども、私はそう思っております。

具体的に法的措置とは何かと言いますと、まずその該当する職員の方に精神科のお医者さんにかかってもらって診断書を書いてもらう。そうするとこれ障害になりますから、それをもってまず相手に対して損害賠償を請求していく。それから町もこのカスタマーハラスメントによって生

じた損害、時間外勤務であったり、そのほかいろんな損害については請求していく、そういうことがやはり必要であろうと思います。

これについては質問しても、分かりましたと答えるわけにはいかないと思いますので、その程度の分別は私にもございますので、これは意見として申し上げているところでございますが、ただ、先ほどいろんな対応をおっしゃっていただいて、取り組んでおられるというのは私も分かりました。

その中で、今のお話が職員の方に対するお話であって、会計年度任用職員の方、これ通告になるのですが、もし分かれば教えていただければと思うのですけれども、会計年度任用職員、特に支所や出張所など窓口に配属されている会計年度任用職員の方、それに対するカスタマーハラスメントの実態の把握というものは、どの程度されておられますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 山根議員からの支所、出張所の会計年度任用職員へのハラスメントの状況ということでございます。

そのハラスメントの状況というのは、今のところ退職した方多々おられますが、そういったことでのハラスメントを受けての退職、またそのような報告については今のところ受けていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。現状ではその確認をされてないということですが、今後もありますし、それから先ほども申しましたとおり、なかなか表に出てきにくい問題だと思います。現実には、そういうことがもしかしたらあったかもしれない、なかったかもしれないとそういうところありますので、先ほど町長からお話がありました。まず相談窓口、それをやはり会計年度任用職員の方に対してもしっかりとした窓口をつくっていただきたい。

それからあともう1つが研修、やはりここの研修のところをきちんとやっていただいて、特に窓口業務になりますと非常に範囲が多岐に渡ってまいります。そういったことにもある程度はしっかり答えられるようなそういう研修をしていただきたいと思います。現状の相談窓口と研修についてもう少し詳しく教えていただくことと、それから今後、これを改正していくと言いますか、改めていくことについてはどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 辻田統括総合支所長。

○統括総合支所長（辻田 建一君） 山根議員からの、窓口業務における会計年度任用職員のいわゆるカスタマーハラスメントに対する相談窓口ということでございます。

まず1点目でございますが、総合支所等において会計年度任用職員等がカスタマーハラスメントを受けた場合においては、直ちに所属長への報告、相談することを徹底する。まず報連相ではございませんがそういったことを徹底し、その後の対応に移りたいと考えております。

また、研修体制ということでございます。窓口業務の会計年度任用職員として新たに採用された場合は、まず1週間程度所属先で機器等の使い方を含めた業務全般についての研修を行っております。1人体制の出張所においては、さらに2週間程度現職の会計年度任用職員との2人体制で業務対応、あるいは書類・物品等の場所等の確認を行いながら、1人体制に移れるよう研修を行っているところであります。

また、その後の業務において不明な点があれば、総合支所、あるいは本課に問い合わせをするよう指導をしているところです。なお研修期間が不十分な場合は、繰り返しの研修、あるいは業務マニュアルの見直し、接遇に関する資料等による自己研鑽を図っていただくなどの取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。しっかりとこれは、今お答えいただいたことを実行していただいて、それからやはり職員の方とのお話も綿密にさせていただいて、少しでも職場環境の改善に努めていただければと思っております。それで職場環境改善でいろいろと町長からも先ほどございましたけれども、庁舎の設備、そういったことについて何か改善するお考えはないのか、そのところを具体的に聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 職員だけではないですが、来客者も含めてになろうかと思いますが、快適な庁舎というか環境というところで、今のことで言えば思いつくのは、例えば今、高速道路のサービスエリア等でもトイレ環境等についてはウォシュレットなりということが整備されているということもあります。そういったことも、小さなことではありますが、そういったことで環境整備をしていければと考えております。なお職員にはなるべく声かけをするような形を取ればと、私自身も気があれば若い職員にも声かけをしておりますが、やはり業務が多様化した忙しい時期がある職員については特に気をつけて声かけをして、またそういったことについても管理職についてはしっかりそういう指導なりをしていければと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 今、木谷総務部長からトイレの改修についてお話しがございました。私も今から30年ほど前ですけども、仕事で不動産開発の仕事をしていたことがありまして、そのときにトイレが非常に大事だと、30年前からそのように言われていまして、東京に出張した折に、そこでトイレを新しくして集客に努めているそういう施設だったり、店舗だったりを見学して回ったりしたことがございます。もう30年前からそういう状態ですから、今となつては多分私より下の年代というのは、やはり汚いトイレだともう使わないそういう世代だと思う。しっかりその辺を整備して、ウォシュレットとか普通に整備していただいて、これは職員の方だけでなく、来庁者の方にも大変メリットがあることですので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。それで環境改善についてはそうやってしっかりと努めていただいて、また今、声かけもしっかり行っていきたいというそういうお話しでございました。そうやって風通しのいい職場そういったものをつくって行って、物的環境、それから心の環境、そういったものを整えていただければと思います。

私がなぜこのカスタマーハラスメントを言うのかと言いますと、これは全てのハラスメントに共通するのですが、これは人権問題だと考えるからでございます。やはり基本的人権というのはありまして、人権というのは本当に人類が長い時間をかけて勝ち取ってきた普遍的な財産だと私は思っております。私どもの日本国は自由と民主主義を国の基本といたしまして、それに基本的人権の尊重というものを加えて、それで諸外国から先進国として認められているわけであります。そういった人権をしっかりと守っていく、こういうことがやはり必要であると思うからであります。ハラスメントをする人は自分の人権とか主張とかは声高に主張するのですけれども、ほかの人の権利だとか主張だとかはもうどうでもいい、そういう人としていかなものかとそういう人も見受けられます。しかしながらそういったところを町としてしっかりと正していく、周防大島町はこういう姿勢でいくということをしかり内外に示していただいて、周防大島町が人権をしかり守るまちと、そうなっていくように私どもも努力していかなければいけないと思っております。

私からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番、浅原賢潤議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 議席番号2番、浅原賢潤です。一般質問をさせていただきます。
よろしくお願いします。

現在、久賀地区にある観光協会の建物の老朽化に伴い、三蒲国道沿いに観光案内所を建設する計画について、白鳥議員と同じ内容もありますが、2点お伺いします。

1点目、現在は、スマートフォンやインターネットを通じて、観光情報を簡単に入手できる時代です。そういった状況の中で、新たに観光案内所を建設する必要性は本当にあるのでしょうか。観光に関する問い合わせの状況について、町や観光協会への電話やメールでの相談件数、また、窓口を直接訪れる方の人数など、それぞれ年間どの程度あるのか教えてください。

2点目、三蒲国道沿いに観光案内所を建設することになった経緯、また、三蒲地域の住民の皆様から十分な理解と合意は得られているのでしょうかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 浅原議員の観光案内所の建設についての御質問にお答えいたします。

1点目の町や観光協会への観光に関する問い合わせの現状についてお答えします。

白鳥議員の御質問にお答えいたしましたように、まず、観光協会ではメールでの問い合わせが年間約1,000件、電話での問い合わせが年間約3,000件、窓口への来客は1日平均3人から5人程度とのことでございました。

次に、商工観光課への問い合わせ等については、全ての件数の記録はありませんが、電話やメールでの問い合わせからパンフレットの送付件数が、令和6年で35件、電話での問い合わせ件数は、主に観光シーズンでひと月に10件から20件くらいと思われます。また、観光の問い合わせで直接商工観光課に来られる方は少ない状況ですが、各総合支所の窓口への来客が見受けられるところでございます。

2点目の三蒲国道沿いに観光案内所を建設することになった経緯と地域住民の理解と合意は得られているのかについてをお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたように、本町の玄関口である大島大橋から近く、車の通行の面から下り線の国道沿いで、ある程度の面積を有する場所であることなどを考慮し、候補地の選定を進めてまいりました次第でございます。

また、今後、候補地周辺の皆様には説明会等を行い、御理解を賜りたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） 再質問をさせていただきます。

スマートフォンやインターネットを通じて、観光情報を簡単かつ迅速に得られる時代と問い合わせ件数からも見て分かると思います。こうした状況を踏まえると、新たに観光案内所を建設するよりも、立地条件等あるかと思いますが、既存の建物の有効活用や、観光客が集まる道の駅や今後観光客を呼び込みたいグリーンスティナがうらなどに無料Wi-Fiの整備や、観光情報を提供するモニタータッチパネルの設置など、デジタル環境の充実を図るほうが観光客にとっても利便性が高いのではないのでしょうか。

これにより、移動中や滞在先でもリアルタイムでの最新情報を得られ、多言語対応も可能となり、限られた予算の中で、より効果的な情報発信が実現できるのではと考えます。

この点について、町としてはどのようなお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 浅原議員の質問にお答えします。

利便性の高い機材等、そういったことを検討してはどうかということです。限られた予算の中で、そういった機材等も今後活用できるかどうか、そういったことはしっかり検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） ありがとうございます。

先ほどから申し上げているとおり、スマートフォンやインターネットなどで情報発信をする人々がやはり多いと思われますので、そういった最新の技術を取り入れて、観光のPRをしてみてもいいのではないかなと思います。

次に、建設する建物の規模を検討するにあたり、年間の来場者数をどの程度見込まれているのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 想定される利用人数、こちらの試算ですが、平均滞在時間が１人１５分、１日の稼働時間を６時間と計算しまして、大体年間１０万５、１００人ぐらいを予定しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） 年間来場者数が１０万人以上と見込まれておりますが、観光客の多くは土日祝日に集中するのではと考えられます。単純に１０万５、１００人を今年度の土日祝日日数１１７日で割りますと、土日祝日に来場者数が８９８人となります。これほどの来場者数

を呼び込むビジョンというのはあるのでしょうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 先ほどの利用の想定人数、これは大島の観光センター、橋の向こう側にある大島観光センターの利用人数から比較してこれくらいということで数字をあげております。それだけの人数をそこに呼び込むためのものというのは、これから考えていかなければいけないのですが、しっかりした休憩スペースを取ったり、今でしたらスマートフォンの充電の設備をつけた建物にしたりということをこれから考えてまいります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） 大島観光センターを比較にしたというお話でしたが、いろいろ大島観光センターでは、喫茶店が入っていたり、魚介類が安く買えたりというメリットもあるので、人が多く集まるのではないかと思います。もし町でも観光案内所をつくるのであれば、いろいろ町ならではの物を売ってみたらいいのではないかと思います。

２点目の再質問をさせていただきたいと思います。

建設予定地では交通事故が多い印象にあります。昨年だけでもB&Gプール付近の約１２０メートルの区間で４件の物損事故が発生しております。私自身もかつてコンビニエンスストアが営業していた頃に利用した際、緩やかなカーブで見通しが悪く、駐車場の出入りが難しいと感じました。交通量も多く、危険性の高い場所であると思います。また、来場者数が１０万人以上と見込む目標を踏まえると、多くの人が集まり、車に加えて、ツーリングのバイクや自転車も増え、交通の混雑が予想されます。

このような場所に観光案内所を建設して、安全面に問題はないのでしょうか。また、周辺住民の理解をどのように得られていくのかをお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） まず、第１点目の交通安全対策、こちらにつきましては、車の通るところでありましたら絶対安全ですということはないのではと思っております。しかし、選定地は確かに事故が多数起きている場所であることから、町といたしましては、道路管理者の山口県また、公安委員会、警察等になると考えられますが、そちらとしっかり協議をして、安全対策をしていきたいと考えております。

地元の説明会についてですが、基本的な配置図やイメージ図を作った後に、しっかりと説明をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（２番 浅原 賢潤君） ありがとうございます。まずは安全対策をしっかり行い、住民の

方、観光客の方、極力事故がないようにしていただきたいと思います。

住民の皆様の十分な理解を得られたうえで予算を執行していただきたいと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 浅原議員からの質問で、予算というのは今回の補正予算に上げている鑑定評価の予算、そちらにつきましては、地元との意見のすり合わせ調整ができた後に執行すると、今のところ考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 造るのであれば、やはり町にとっても良い観光案内所を造っていただきたいと考えておりますので、安全対策、住民の皆様の十分な理解を得てから建設等をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、浅原賢潤議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、まず非農地認定についてということで、農業委員会におかれましては、耕作放棄地と再生利用が困難で利用できなくなった農地について、現地を確認して現況証明という形で農地でない非農地ということで認定することで、地目を農地から山林等の地目に変更できると、こうした行政サービスを行っておられますが、まずこの非農地認定の手続きの運用の実態、実績について直近の何年かで結構なので御答弁をいただきたいと思います。

それから、2点目は、B & Gプール改修工事の変更契約についてということで、これについては建築基準法で規定します離隔距離、建物と建物との間の距離が不足していたということで変更契約されておりますが、この内容と変更工事についての責任、賠償責任になるのかどうか、その辺も含めて有無について御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 田中議員のB & Gプール改修工事の変更契約についての御質問にお答えいたします。

周防大島町B & G海洋センタープールは、昭和57年の開館以来40年以上を経過し老朽化が見られたため、プール槽の漏水や配管等の不具合の対応に加え、今回、各方面から御要望のありました温水化を実現することにより、子ども達の健全育成と一般利用者の健康づくりの促進に寄

与できるよう、昨年度大規模改修を実施したところであります。

御質問にあります変更契約に至る原因となりましたのは、新たに建築したボイラー室棟とプール棟との間に、建築基準法上の規定による6メートル以上の隔離距離を確保できていなかったことであります。

変更契約に至るまでの経緯について時系列で御説明いたします。

令和6年6月末に、建築施工業者による現場での地縄確認時において、設計図面と現地での実測距離に違いがあることが確認されました。

その後、担当から設計業者である工事監理業者へそのことを伝え、確認をしたところ、平成18年度に行ったプール改修工事の成果図面をもとにボイラー室棟の位置を決め、現地確認を行ったが、実測を誤ったと設計業者から説明を受けております。

令和6年7月には、建築基準法に適合させるため、具体的な対応方法等について、柳井建築土木事務所の建築主事に相談し対応策を検討いたしました。その結果、隔離距離が確保できない場合の対応として、ボイラー室棟側のプール棟壁面やサッシの窓などを、防火構造を有する材料に変更する必要があることが確認されました。

その際に、敷地内のほかの場所を新たな候補地として変更する案も検討いたしましたが、位置を変更した場合、変更設計には3か月から4か月の期間を要し、建築確認の計画変更申請が必要となることに加え、他工種の施工業者に対し工事中止命令を出さなければいけないこと、また、本事業への修繕助成金は年度内の完工を求められており、工期延長をする期間的な余裕がないことから、現在の位置のままで防火構造対応にかかる変更を行うことといたしました。

その他の変更工事を含めた建築工事費は全体で約1,250万円の増額となり、うち御指摘の防火構造関連工事は、直接工事費ベースで約674万円となりました。

この変更工事費に対して賠償請求をしないのかという御質問ですが、隔離距離に誤りがあることが判明した後、業務委託契約約款第38条契約不適合責任の第1項に規定があります成果品の契約不適合部分の履行の追完を町から請求し、変更設計書の作成と図面の修正を無償で行わせました。

このため、業務委託契約約款第48条発注者の損害賠償請求等の第1項第2号に、損害の賠償を請求することができる場合は、成果品に契約不適合があるときと規定されておりますが、契約不適合部分については履行の追完において設計図書は全て修正されております。また、増額工事が必要となった部分につきましては、実測の誤りがなければ入札時の設計書に必要な費用として計上すべきものでありましたので、損害賠償請求する必要はないと考えております。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 田中議員の非農地認定についての御質問にお答えいたします。

周防大島町農業委員会では、土地所有者等から農地の現況確認願いが提出された場合、3名の農業委員に現地を御確認いただき、農地あるいは非農地の判定をいただいております。その結果を現況証明書として申請者の方に交付しております。

御質問にあります、この現況確認の手続きの実績につきまして、直近3か年度分をお答えいたします。

令和4年度で30件79筆の確認願いの提出を受け、非農地の判断が29件75筆、農地と判断したものが、1件4筆です。

令和5年度では、30件72筆の確認願い中、非農地の判断が30件72筆で、農地と判断したものはありませんでした。

令和6年度では、60件192筆の確認願いがあり、非農地の判断が60件189筆、農地と判断したものが3件3筆でございました。

なお、1件の筆数の中で非農地判断の筆と農地判断の筆が混在するため、件数につきましては、合計件数が一致しない場合がございます。

令和5年度から令和6年度にかけては、件数は2倍、筆数では2.7倍近く増加しておりますが、これは、令和6年4月1日から施行されました不動産登記法における相続登記の義務化が影響しているものと推察しております。

これまで相続登記されず放置されていた土地の相続登記後の処分に関しまして、お問い合わせも多くいただいております。

参考までに今年度の申請状況は、8月までの5か月間で20件87筆の確認願いがあり、20件81筆の非農地判断と3件6筆の農地判断を行っている状況です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 非農地認定から、まず、令和6年第3回定例会で先ほど御説明があった農業委員3名による現地の確認により現地の証明を行うということの基準があるのですか、規定が町にありますか、農業委員会にありますかということをお聞きして、答弁がなかったのですが、その件についてここで改めてお聞きしますので、町に規定があるのかないのかについて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 御質問にありました町に規定そのものがあるのかということですが、町の農業委員会独自としての規定というのは特段設けておりません。農林水産省の課長通知の中で農業委員あるいは農地利用最適化推進委員の3名以上をもって現地を確

認するという手続きでございます。こちらの通達文がありまして、それに基づきまして本町農業委員会では農業委員3名に現地の確認をいただいているという運用を行っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の農林水産省の通知というのは令和3年4月1日の農林水産省経営局農地政策課長の通知だと思うのですが、これには確かに今御説明があったような最適化推進委員と農業委員が3人以上で調査し、とうたわれております。

私こういう質問をするのは、農業委員会としてこれで通達に3名以上であるから3人でいいというのではなくて、もっと町の農業委員会として基準を設けて、結論からいえばハードルを上げなければいけないのではないかと感じているから言っているわけなのです。まず通達によれば農地最適化推進委員及び農業委員が3人以上でとなっているのですが、今現状は農業委員が3人でということで、ここに推進委員は入っていない。その辺がどうなのだろうかと、何か町として農業委員で3名でしかも限定して確認をするというところに、そのことだけでもこの通達とは、整合性が少し取れないのではないかという気がするのですが、まずその辺の齟齬と言っただけではいけないけれど、違いがあることについて農業委員会としての御認識があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 先ほど農業委員3名での現地確認ということが、それで十分であるのかどうなのかという御質問だと思います。最低限の人数ということで、3名の農業委員ということで、この間運用をしましてまいりました。この人数が適正であるのかどうなのかというところは、非常に判断は分かれるところではあるかと思います。

通達にありましたように、農地利用の最適化推進委員、こちら地域に即した農業委員会の中での活動をいただいている重要な委員でございますので、その現地に精通している方も現地の確認をしてはどうかという御指摘と受け止めております。

そこにつきましては、また、この人数自体を、3人を5人に増やしていくというのは、事務局サイドとしてそういうことをすぐ決定をするということは、立場上は非常に難しい状況でございますので、農業委員会の中で、また委員さんに諮って、人数をどういう形で増員ができるのか。また、その増員をした先には、やはり現在、その3名の方の日程調整を行いながら現地の確認というのを行っておりますので、さらにまた、その日程調整の難しさということも当然出てくると思いますので、その辺もバランスを見ながら、また委員の皆さんに御相談をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 余談になりますが、農業委員会、現状が農業委員会とそうした議論ができないと、私は判断しております。だから、この場で議論しようと申し上げているのですが、まあ、それはいいです。

今のそもそもの話で通達を基にされているということですが、この通達是最適化推進委員及び農業委員、両方入っているわけです。それで３人以上ですと、ここをクリアできてないのではないですかというのが最初の質問で、ここをどうするのか。

私の意見は、人数を増やしたほうがいいのではないかといいものもありますけれど、そこら辺の人数を増やすなら増やす、最適化推進委員を入れないというのでいいというのであれば、やはり町の農業委員会としての規定が必要だと思う。

そこを農業委員会の中で話して、４人にしましょう、５人にしましょうということではなくて、きちんとルールとして、明確に基準として定める必要があるのではないですかということをお聞きしているので、その辺について、どういう方向で変えるなら変える、どういう方向で検討していくなら検討していくと、お考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 先ほども申し上げましたとおり、事務局の立場でこういう方向で検討しますというのは、なかなかはっきりと申し上げることが難しいと考えております。

その中で、１つにはたたき台的なものを事務局としては御用意できるかと、その中で、今、御指摘にありましたように、農地利用最適化推進委員、こちらの委員が入っていないということも先ほどの農林水産省の通達文の趣旨から行けば、そこが十分満たしていないということも御指摘のとおりであるということも少し感じております。

そこも含めて、どういった委員のメンバー構成がいいのか、また人数は何人にしたほうがいいのかということも、ある程度の事務局でたたき台を準備させていただいたうえで、それはまた、農業委員会の中で御検討いただくということで、御相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 分かりました。それは、事務局サイドでリードしていただきたいと思います。少し話が戻るのですが、この通達自体が、要するに再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づいた話だと、この通達からは読み取れるのですが、この再生可能エネルギー電気の発電促進法では、市町村が基本計画を定めると、周防大島町農業委員会がこの通達に基づいて今、現況確認をしているということは、この通達にある再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく基本計画というのが当然定められていると、だから、この通達を使って、農業委員会としても現況確認を進めていると、これが示すルールにのっとって、今、ルールにのっとっていない部分もあると思いますが、この通達に基づいてやっているということ

でよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 今、御指摘のありました農林水産省の文書、その中で、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針というところが、農林水産省、経済産業省と環境省のいわゆる3省から基本的な方針ということで出されております。

その基となっていますのが、その促進に関する法律と、先ほど農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の第4条に基づきということで、今の基本的な方針が出て、さらに同第5条の中で、基本計画ということで今、田中議員御指摘の町にもその基本計画をつくったのかという御指摘であったかと思うのですが、法律上はできる規定と私は理解をしておったので、町において、この基本方針に基づいた計画ということは、私は、町には計画自体は作成していないという認識でございます。

以上です。

ないのですがその通知に基づいて取扱いをしていくと、この前後にも、その非農地判断の徹底についてということで、農林水産省からは様々な発出文書がございまして、その発出文書に基づき迅速な事務処理をする、かつ適切にということで、国からの通知に基づいた取扱いを行っているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御説明だと、この再生エネルギー法の方針とは別に現況確認は進めるというものがあるということでよろしいのか。今の私の認識が違っていたらまた訂正してください。

何が言いたいかというと、要するに再生可能エネルギーの促進法に基づく基本計画もないのに、町として再生可能エネルギーを促進するという、何か基本的な方針があるなら別ですが、そうではないのにこの通達だけを使って、この通達の一部の現況確認を推進してくださいというところだけ抜き出して、3名の農業委員で認定するというのは違うのではないですか。

要するにもっと、例えば総会の議決をもって、現況非農地認定をするということも仕組み上は可能なのではないですか。そこを御答弁ください。

今後、基準をつくるということについては、総会の中で御検討していただくということだったのですが、その中身については、例えば、この3名以上だから5名でも10名でもいいと思うのですが、例えばその中で、総会の議決を要するというような基準をこの周防大島町農業委員会がつくる、策定するということが可能だということでよろしいのかどうか。御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 運用そのものが国の通達文書ということでございました。

農業委員会として、総会に諮らなければならないという規定をつくれるのかどうかという御質問であったかと思いますが、これについては、私も非常に勉強不足で申し訳ないのですが、しっかりとその辺の検討はさせていただいて、今の手続そのものが、迅速かつ正確に手続を行うということの通達がございますので、それに沿っている中でいくと、その煩雑になる手続きというのが少し国の求めるものと逆行してくるという思いはございますが、少し勉強させていただきながら、その部分はこういった、総会に諮ることまでが求められるのか、少し研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時 43 分 休憩

.....

午後 1 時 44 分 再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。田中議員。

○議員（8 番 田中 豊文君） 私が懸念しているのは、要するに、現況確認というこれは農地法の手続きではないわけです。最初に申し上げましたが、行政サービスとして行っていることで、本来、農地を守るべき農業委員会として、こういったサービスを積極的に推進する必要は全くないことだと思うし、もちろん農業委員会自体もそういう認識だと思いますが、最初御答弁があったように、令和 6 年度は倍増している、増えてきている、実際に実感としてこの現況証明、現況確認というのが増えてきているということで、非常にそこは懸念しているのですが、この現況証明が例えば相続したけれど、自分は農業はできないということで荒れてしまうという場合もあって、今後、農地としては使わないというような場合に、この現況証明の手続きを使うというのは仕方ないと思うのですが、そうではなくて、例えば開発行為とか、転売目的とか、そういうことでこの現況確認の現況証明の手続きが実際に利用されたというようなケースがあると思う。それを今現時点で事務局が把握されている、先ほどの 3 年間の範囲内で結構ですので、どれぐらいあるのか御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 私どもで把握しております非農地の認定後の開発行為というのは 1 件ほどございましたけれども、基本的には、今現況確認願の提出を受ける際には、現況証明後の開発とのトラブル的なものを防ぐために、目的などの事前確認には努めておるところでございます。しかしながら、申請が義務ということでもないことから、全ての情報を事前で得るという状況にないということでございます。

私どもが把握しているのは 1 件ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 今の１件というのは開発行為がということでもいいのですか。転売目的はないということですか。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 転売目的というところでございますが、一旦、非農地認定を行いまして交付をした場合、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員に農地パトロールとこののを毎年実施していただいておりますが、そのいわゆる農地台帳から全部リストが落ちてしまうので、基本的には非農地の判断を下した土地につきましては、その後の追跡というのが実質的には不可能になっておりますので、それが転売をされたとかというところまでは、私どもはつかめてないというのが実情でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 開発行為が１件あったという御答弁だったのですが、これについては、その後の対応というのはどうなっているのか、何か対策というか対処がされたのかどうか、これ特に問題ないとお考えなのかどうか御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） その開発行為というところが判明をした後に、しっかりと現況確認願の提出を受ける際にはもっと確認をして、そういったトラブルを未然に防ごうということで、事務局では取り組んでいます。

行為そのものといいますか、基本的には全てを全部事前に把握するというのが、先ほども申し上げましたように非常に難しい状況でありますので、申請にかかる段階で、少しその辺の聞き取りといいますか、様式的なものも少し検討をしてみたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 事前に把握は、その現況確認願を出すときには、当然、その書類の中にそういった農林水産省の手続きと違って、そういったことは書いてありませんから分からないということでしょうけれど、これ実際にあった話なので、大久保農業委員会事務局長が就任される前の話で、その現況証明の結果が総会に報告されるのですけれど、その報告される段階で、所有者は違うけれど、そこの大規模な一体全部が、一度に同じ日に現況確認願が出てきたというケースがありますので、これは、何かほかに目的があるのではないですかと聞いたら、開発行為だったということをそのときの総会の中で言われていますから、それはまた後で調べていただければ、議事録に残っていればあるはずですから、それを確認していただきたいと思いますが、やはりそれはどうお考えですか。その事務局としては、その開発行為することが分かっているが

ら、現況確認願を出してきたという事実があるということについては、それを認めた非農地認定したことについて、それはやむを得なかったと考えるのかどうなのか、その辺のお考えを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大久保農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大久保弘史君） 先ほどの繰り返しになって申し訳ないのですが、事前に、当時十分に把握できていなかったということはございましたので、後になってそういった開発行為ということが判明をしたと、これが事前に分かっているということになれば、当然、畑なり田の農地ということになれば、それはいわゆる農地転用の第5条の申請をしていただくというのが正しいルールと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） そのとおりです。農地法の手続き、第5条の手続きなり第3条なりをしなければいけないような案件は農地法の手続きをしてくださいと、開発行為であることが分かっている以上農業委員会としては、農地法の手続きを取ってくださいというべきです。でも、それがされずに現況確認で現況証明されてしまっただけで地目変更されたというケースが実際にあるので、だから、要するに今の段階でそれが間違いだったとか、訂正、取消しをなささいという話ではなくて、そういうケースもあるので、この現況証明という手続きを見直さなければいけないのではないかというのが、今日の質問の趣旨です。そこは先ほどから今後御検討いただけるということも御答弁ありましたので、そこは、後はお預けしますので、総会の中でもしっかり議論できれば議論していただきたい。できないのであれば、またこの場でさっき言われたように、会長なりに来ていただいて議論させていただければと思います。

少し時間を取りすぎたので2番目に行きますが、B&Gプールの変更契約で、確かに先ほども御答弁があったように、もう変更設計もされて、変更契約もされて、設計業務も工事も全て適正にということなのか、要するに、町が指示して変更していることになっているので、そこは問題ではない。ただ、私が申し上げているのは、もともとの原因の6メートル確保しなければいけないという部分が4.5メートルしか取れなかったと、これははっきり言って、設計業者の技術的な問題ではないですか。そこらを見逃したというのですか。ミスがあったということは、これは町としてはもう、設計ミスだったということで認めていらっしゃるのか。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 田中議員の御質問でございますが、6メートル必要なところが4.5メートルしか取れなかったというところで、設計ミスを確認しているのかという御質問でございますが、設計業者に確認をいたしましたところ、平成18年のB&G海洋センタープール改修工事の図面を基にボイラー室棟の位置を決めております。

この図面では、プール棟と国道の歩道までの境界線の距離がかなり広く取られており、当時作った図面に不備があったこと、それから、現地確認を行った際に、これは設計業者ですからプロなのですが、プロとしてはあってはならないことではございますが、その際に実測を誤ったことが原因であると業者も認めておりますので、町としましては、設計業者には過失があったと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この離隔距離というのは、利用者の安全面で非常に重要なことでこれを見落とすとか、ミスということは認められない。防火対策工事で、その距離の不足を補えるという、それは県の判断なのだろうと思いますけれど、それだからといって、6メートルないからそういう対策工事で、これはやむなくやったことだと思うのですが、その分かった時点で何か、例えば素人が考えると、そのボイラー室棟の位置を少しずらせば6メートル確保できたのではないかと、単純な話。そういう検討はされたのか、されなかったのか、されたけれど何らかの経済的理由とか、現状でやらざるを得なかったということなのか、その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 6メートルが4.5メートルしかなかった時点で、ほかを考える、設計の変更等で考えればよかったというところではございますけれども、まず、令和5年度にこれ設計業務を行っておりますが、そのときに利用者の駐車場を可能な限り確保するとか、建築基準法の燃焼のおそれのある部分を所持させないようにプール棟の外壁から、ボイラー室棟の外壁まで6メートル以上離すとか、ボイラー室棟からプール棟までの配管距離を短くして熱効率をよくするとか、燃料の補給がしやすい位置にするとか、そういう4つの条件を満たしたうえで、現在の位置に検討して決定をしたわけではございますが、しかしながら、プール棟の外壁からボイラー室棟の外壁までが6メートル以上離すという条件が満たされていなかったわけではございます。

これにつきましては、当時検討をしたところではございますが、何と言いますか、駐輪場の前の駐車場へボイラー室棟を置くとか、あるいは駐車場の奥、南側の奥の駐車場のほうへボイラー室棟を置くとか、そういうことも検討はしましたけれども、当時、費用についてはそのときには検討はしておりませんが、工事を行っていくうえでも、例えば駐輪場の東側の駐車場とか、奥の南側の駐車場であれば、プールの管路の延長が延びること、あるいは隣接するハス畑への影響を防ぐための土留めとか、湧水対策とか、そういった追加工事が見込まれ、増加が予想されるということもございました。

また、工期についても1.1か月から1.5か月程度延長になること、それから、建築確認の変

更申請におきまして、約1か月以上期間を要するということも想定をされておりましたので、現在の位置で防火対策を講じた形で工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初の答弁でも、変更設計に3か月要するからと、今も時間的な、ここで一旦止めると時間かかるからというような話も、御答弁もありましたけれど、これはその利用者の安全に関わることでありますから、そのために6メートルという基準があるのですから、それはもう絶対条件なはずで、時間がかかろうが何しようがそれは守らなければいけないはずで、私はどうしてもそこを防火対策で済ませたという、その意識が安全の軽視ではないのかという気もしますが、私はこの件で何度も情報公開請求をしまして、膨大な資料を出していただきました。その中で、5.5メートルまでは確保できるが、というような業務報告でしたか、決裁でしたか、その辺の町の作った文書があったが、5.5メートル確保できるなら5.5メートル確保するべきではなかったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 5.5メートル確保できるという記録があったということでございますが、これにつきましては、令和6年6月28日に設計業者が柳井土木建築事務所の建築主事に相談を行った際、既設のプール棟と新設のボイラー棟との間隔が6メートル確保できないということを相談しております。

どのくらいの距離になるかと言われ、現在の位置では約4.5メートルであるが、国道側へもう少しずらせそうだが5.5メートルが限界というやり取りの記録が残っております。

これにつきましては、設計会社が詳細検討する前のやり取りでございまして、正確な距離ではなかったために、結果的には5.5メートルを確保するということは無理であったというか、不可能であったわけでございます。

正確には4.5メートルと言っておりますが、4.304メートルの外壁間の距離の確保となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 設計ミスで、要するに私が言っているのは、設計ミスだという御答弁もありましたように、これは明らかに設計ミスが原因で起きたこの変更設計、防火対策工事については少なくとも先ほど直接工事費ベースで674万円と言われたと思いますが、そういった費用が必要になったわけで、ただ、これも御答弁で言われたように、もう変更を指示して変更契約もしているから、これを今さら賠償請求だとか、そういうことはできないのは分かります。

でも、業者の責任は問わなくても、私は監理監督、発注者の監督責任、善管注意義務というのがあると思うのでそこは問われないと、そこも免責されたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 発注者の監督責任ということでございますけれども、確かに教育委員会で設計図書を検査して、引き取りをしているわけでございます。その際に業者と一緒に現地確認をして、きちんと測量しておればこういうこともなかったと思っております。それについてはやはり教育委員会にも責任はあると思っております。

当時、教育委員会には営繕工事の技術職員がいないこともあるのですが、職員の専門性が足りなかったこととか、能力不足あるいは部署内での相談も十分にできていなかったというところも1つの原因ではあるかと思います。今後気をつけてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後にしますけれど、そもそもこの設計ミスというか、6メートル確保しなければいけないところ、これは絶対に安全上も大丈夫なのかと素人でも思うはずです。これ距離が取れるのか、そこは入念にチェックするはずです。建築基準法で定められていることなら、なおさらそこはチェックするはずですが、それを設計業者も監理業者も同じですけど、建築監理業者もチェックをしてなかった。それは変更設計を無償でやってもらったから免責ではなくて、本来その時点で責任の有無をはっきりさせなければいけなかったことではないかと私は思います。

もう変更契約をしてしまっているんで、今さらできないのは先ほども言ったとおりですけど、本来はそこの責任の所在をはっきりするべきだったと、それを免責したのは町ですから、今言われたように町の監督責任があったのならその部分はどうなるのですか。要するにこの1,000万円程度の変更、この設計ミスによって発生した1,000万円近いお金を、公費というか、私はまずは一義的には設計業者の責任があると、町の責任もあると、そこら辺をうやむやにと言いますか、問わずにこれを公費で負担するということは町民の理解を得られないのではないかと思います。そこを私は申し上げているので、しかもこの件についてはいつだったか議会で変更契約の際にさらっと説明をされただけで、そうではなくて、町の過失責任もあるのであれば、町としてどこにどういう問題があったのか、そこを明らかにして、私はお金の面もそうですけれど、町民に対してこういう事実がありましたと、今後どういうふうにして、技術者がいないとかそういう問題ではないと思う。単純な6メートルを間違ったと、この距離をテープで測ればすぐ分かることをできなかったという問題ですので、そういったミスをなくすためにどういうふうな再発防止策をするのか。その辺まで説明して初めてこの町の責任というのが、もう業者の責任は別にして、町の責任はやはり今でもあると思う。それを公費を云々、賠償という話ではなくて、少なくとも

町民に対しては、そこら辺の経緯と再発防止策は説明する責任があると思うのですが、その辺について、最後に御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 田中議員の今、再発防止策というところで答弁したいと思います。

今回のこの案件については、まず設計にミスがあったというスタートの時点でびっくりするようなことを気づけませんでした。私はそもそもその6メートル必要というのが専門でないために、私は分かりません。そういうものを分からないから専門業者に委託しているわけです。それを町の職員がどう見るのか。田中議員は今そういうことではないんだと、でもやらなければいけないと言ったので、それにどう答えるかとなったときに、やはり1つは今回のように起こった場合はリカバリーをどうするかというところです。今回、教育委員会の総括として私が思っているのは、情報の共有が遅かったということと、あとは責任というか、危機感がどのくらい共有できたかというのは、非常に問題があったと思っています。

実際にこれを改善するために、昨年度の秋からこういうことがあったときは、課長・教育次長・教育長の私ですぐ話し合うようにしておりますし、業者に対しても顔合わせを私がするようにしました。責任を持ってやってくれということと、何かあったらすぐに連絡をもらうように、最初に業者のトップの人に言うようにしております。

実際今度、起こったときのリカバリーの仕方ですが、今回、社会教育課には工事を専門にやってきた者が確かにおりませんでした。おりませんでした、その危機感を共有して、教育委員会内の総務課にはそういうことができる者もおりますので、教育委員会の中で縦割りではなくて、助け合うということが大事だと思いました。さらに、私はいつも言うのですが、町長部局の中にも非常に優れた者がたくさんおりますので、こういう人達にまず相談をして、その意見をまず聞けと、まず受けろということですね。それを徹底するようにしているところです。それが実際に、実になるかどうかはまだ分かりませんが、やはりそこは教育長として、トップとして変えていきたいと思いました。

最後に、これは教育委員会の問題ではありますが、人材育成がとても大事になります。若いやる気のある者がたくさんいるときに、できないこと、経験をしていないことがあって、想定ができないことがたくさん起こっています。その中でどうやってそれをみんなでリカバリーするかというところが勉強だと思っているので、今回の事案を次にどう生かすかということが一番大事な勉強だと思っておりますので、またこういうことがあったときは叱咤激励をいただきながら、そこを改善できたらと思っております。教育長としては非常に責任を感じるものであります。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 町民への説明責任というところの御答弁がなかったのですが、確かに横の連携、風通しのいい職場で、その課内だけではなくて、ちょっと相談に行くとか、協議をするとかということはいろんな面で必要だと思います。そのような環境をつくっていただけるということで、その点はいいと思いますけれど、やはり私は、基本的には誰かが変更にかかった１，０００万円程度のお金は賠償しなければいけない。ミスでしたので済まされるようなミスではないと思う。業者にはもう免責しているから、町が賠償しなければならないと思うのですが、私はそこまで、今日はこの場では言いません。でも、町民に対してはそれだけのお金を余計に発生させているわけですから、そこは、こういう事実で、こういう費用が発生しましたというようなところと、今おっしゃられた再発防止策、その辺を説明して初めて——納得はできなくても、今後そういうことは二度とないということを町民の信頼性確保という面から必要というか、必須なことだと私は思いますが、今そこで町民への説明責任を果たすということに触れられなかったのは残念ですけど、その辺は今後よく認識していただいて、こういうことがないようにお願いして終わりとします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、９月１９日金曜日、午前９時３０分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後２時１７分散会
